

一子世帯	二〇	二五	九	三〇
二子世帯	三三	三三	三三	二七
三子世帯	二七	二七	二七	二〇
四子世帯	一五	一七	七	九
五子世帯	二	七	元	五
六子以上世帯	一〇	四	三〇	六
計	一、二九	二二	五〇	六三

同上構成比

〇子世帯	一〇	一五	一〇	一〇
一子世帯	九	三〇	八	九
二子世帯	三	三〇	三	三〇
三子世帯	三	一四	三	三
四子世帯	四	一四	四	五
五子世帯	九	一四	七	九
六子以上世帯	四	三	四	四
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

即ち、第一表の示す如く、最頻値は平均では三子（より精確には二・八子）の所にあり、又これを地域別にみると、市部及町部は何れも大凡三子の所にあるが、六大都市においては二子の所にある。なお子女数別世帯分布関係は構成比でみるとより明確である。

斯く子女数別世帯分布の型が地域的に異つているのであるが、寧ろ、この地域差の中にこそ社会的集團としてのこの集團の本質（安定性）が見受けられるものといひよう。

第二 子女数別純育児費

次に右の世帯における純育児費は子女数が増すに従い如何に推移するかを観察する。

但し、純育児費とは年齢別子女扶養費の所で示した如き内訳をもつものにして、その内訳の変化は年齢別に観て意味をもつものであるから年齢別に集計せざることは総額のみを採つた。

その推移は次の第二表の示す如くである。

第二表の一 子女数別純育児費

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
一子	三〇・〇一	元・六	三・三	二八・六
二子	元・八	五・四	元・〇	元・九
三子	四・三	五・四	四・五	四・五
四子	五・九	六・五	四・六	五・五
五子	七・四	一〇・八	六・二	六・四
六子以上	八・八	一三・七	六・六	七・九
平均	四・三	五・七	四・六	四・三
同上	一子基準指数			
一子	100	100	100	100
二子	三三	一七	二七	二二
三子	一五	一八	一元	一七
四子	二五	三〇	一元	一八
五子	二四	三三	二六	三三
六子以上	二九	三三	二七	三三

先づ、絶体数の推移をみると、一子増す毎に平均一〇円一六銭である。これを地域別にみると、六大都市は一四円八六銭、市部一〇円九三銭、町部八円八五銭の順位となり、六大都市の開きが特に目立つ。

更にこれを一子基準指数でみると第二表の一の如く、平均では六子世帯では約二・七倍にして、地域的にみると六大都市は三倍半、市部二・七倍、町部二・五倍にして、六大都市の増加が特に顯著である。

純育児費総体の推移は右の如くであるが、これを更に子女一人当りについでみると次の第二表の二の示す如く、その性質上の低下の程度（節約度をも含めて）が明らかに成り、更に地域による慣習の相違がより明確にみられる。

第二表の二 子女一人当り純育児費

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
一 子	三〇・三	三九・八	三三・五	三六・九
二 子	一九・九	二六・七	一九・五	一九・四
三 子	一五・一	一八・四	一四・六	一五・八
四 子	一三・五	一六・七	一三・四	一三・四
五 子	一四・五	二〇・三	一三・六	一三・四
六 子以上	三・四	一七・六	一四・五	二二・〇
同上二子基準指数				
一 子	100	100	100	100
二 子	六六	八八	六六	六六
三 子	五〇	七三	五〇	五〇
四 子	四四	六五	四四	四四
五 子	四一	五九	四一	四一
六 子以上	一一	二六	一一	一一

即ち、一般的には子女数の増加と共に規則的な遞減傾向を示して平均六子世帯迄に四五%の低下を示しているが、唯一子及五子世帯において子女の年齢別分布の影響で特に高いことが目立つている。

更に地域別にみると、町部、市部、六大都市の順位で低下しており、六大都市の低下の小さいことは注意すべき事柄である。

以上においては純育児費をその孤立的、絶体的な姿においてその推移を観察したのであるが、更に関係的、相対的に観察して純育児費の家計に

おいて占める地位を明らかにする必要がある。又特に地域別に比較するには、地域により物價水準が異つてゐるため同一貨幣價値の支出は必ずしも同一程度の満足が保障され得ないという意味においてこの相対的觀察は重要性をもつ。この意味で相対総支出百分比でみると次表の示す如くである。

第二表の三 純育児費(対総支出百分比)

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
一 子	一九・〇	二五・八	三〇・〇	一九・一
二 子	一二・八	一五・六	一七・五	一二・四
三 子	一〇・三	一三・七	一四・四	一〇・〇
四 子	八・六	一〇・四	一〇・七	八・八
五 子	七・六	九・〇	九・一	七・六
六 子以上	三・一	四・三	三・三	三・七
平均	三三・五	三六・一	三三・四	三三・一

即ち、第二表の三の示す如く、後段のべる諸支出は相対的には何れも子女数の増加に従い遞減してゐるのであるが、この純育児費のみは相対的にも増加していることは注目すべきである。

又大凡規則的遞増を示しているか、右にのべた如き理由から特に五子以上の世帯では飛躍的な増大が見受けられ六大都市において特に顯著である。なお各世帯平均からみると、その大いさは六大都市、市部、町部の順位を示すが、六大都市が特に大きい。

なお、又第二表の一及二の絶体額及百分比の各世帯平均は三子世帯のものに、六大都市では二子世帯のものに略、一致している。

更に、前表から平均と地域別の数値との比を子女数別に作つてみると次の第三表の如くなる。

第三表

世帯別	六大都市	市	部	町	部
一 子	〇・八三	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二 子	一・一七	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
三 子	一・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
四 子	一・〇八	〇・九	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
五 子	一・一〇	一・〇一	〇・九	〇・九	〇・九
六子以上	一・三〇	一・〇三	〇・九	〇・九	〇・九
平均	一・二一	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九

即ち、市部は町部より若干高く、又多子世帯(五子及六子以上の世帯)で高い。六大都市は平均においても、一子世帯を除き、何れの世帯においても最も高く、更に多子世帯において特に高いことが明瞭に示される。

なお一言説明を要することは、以上においてみた如く絶体額においても、相対的にも、多子家庭の育児費が特に高く、又六大都市において特に然うである現象である。之は育児費は異なる年齢別の分析においてみた所によると子女の年齢が進むに従い育児費は増加するのであるが、特に、生徒の年齢に達すると急激に増加するので、多子家庭にはこの生徒の年齢の子女の分布割合がより高くなつてゐることに因ると考えられる。又六大都市においては更に第三表でみた如く生徒の子女に対する育児関心が特に高いために育児費がとりわけ高くなると考えられる。

最後に、第二表から一子増す毎の育児費の平均増加率を計算してみると、一子毎に〇・三六單位増加する。

又、これを地域別に作つてみると。

六大都市	〇・五三
市	〇・三三

町部

〇・三三

であり。(註)六大都市は著しく高く。

(註) 子女数(X)を変数として純育児費(Y)の直線傾向線を作れば夫々の如くなる。

平均	$Y = 0.5 + 0.36X$
六大都市	$Y = 0.5 + 0.53X$
市部	$Y = 0.55 + 0.32X$
町部	$Y = 0.67 + 0.31X$

第三 基本的生計費及其他の生計費

基本的生計費

此処で基本的生計費とは第四表の示す如く所謂衣食住(光熱費をも含む)の経費を指すのであるが、之は本調査においては衣服費を別として子女の消費分をも含んでゐるから、廣義の育児費が含まれてゐる。この生計費が子女数の増加に従い如何に推移するかを観察する。

第四表の一 基本的生計費

世帯別	平均	六大都市	市	部	町	部
〇 子	八・八七	一〇・三三	九・四四	七・六四	七・六四	七・六四
一 子	九・三三	二九・三三	一〇・六	七・七五	七・七五	七・七五
二 子	一三・六三	三三・六九	一五・六三	一〇・九三	一〇・九三	一〇・九三
三 子	一九・六九	三三・三三	二二・〇五	一三・七	一三・七	一三・七
四 子	二三・六	一五・五	一八・七	一四・八	一四・八	一四・八
五 子	二五・九〇	一八・七	二四・四	一六・九	一六・九	一六・九
六子以上	三四・〇四	三三・六	二七・六	二二・六	二二・六	二二・六
平均	一〇・二四	三三・六	二七・六	二二・六	二二・六	二二・六

同上對總支出百分比

〇	子	六・三	四・四	六・五	六・九
一	子	三・一〇	四・八	三・七	三・四
二	子	三・四	五・六	三・六	三・三
三	子	三・五	三・八	三・六	三・五
四	子	三・〇	三・三	三・〇	三・三
五	子	五・五	五・五	五・五	五・六
六	子以上	五・三	四・九	五・元	五・四
平均	均	六・六	六・二	六・五	六・八

先づ、平均においては、第四表の一の示す如く絶体的には当然増加するのであるが、相対的には、純育児費が遞増しているのに対し、遞減傾向を示している。又零子世帯が有子世帯に比して相対的に著しく高いことが目立っている。

これを地域別にみると市部、町部、六大都市の順位の高さを示すのであるが、更にこの関係をより明瞭に把握するために前段の如く平均との比を作つてみると第四表の二の如くなる。

第四表の二

世帯別	六大都市	市部	町部
平均	〇・九九	一・〇二	〇・九九
〇	〇・九九	一・〇五	〇・九九
一	一・二七	一・〇一	〇・九八
二	〇・九五	一・〇二	〇・九八
三	一・〇二	一・〇二	〇・九七
四	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
五	〇・九七	一・〇一	一・〇〇
六	〇・八九	一・〇二	〇・九九

子女数別子女扶養費に就いて 第三次育児費調査結果に関する研究(その二)

即ち、平均では市部が高いが、六大都市の低いことは特に注目すべきであらう。又子女数別にみると、前表からも窺える如く、一子世帯を除き六大都市は概して低位にあり、特に、多子世帯において著しく低いことが注目されよう。

なお、各世帯平均は絶体的にも相対的にも大凡三子世帯のものと同じである。次に、之をその内訳についてみると第四表の三乃至八の示す如くである。

第四表の三 基本的生計費内訳(平均)

世帯別	実数			
	住居費	食費	被服費	光熱費
〇	一九・三	四・〇	三・六	三・二
一	一九・四	四・三	三・三	二・四
二	三〇・三	五・八	三・四	二・三
三	三・四	六・三	三・五	二・九
四	三〇・九	七・六	三・七	二・九
五	三三・六	八・〇	三・〇	二・四
六	三二・七	八・〇	三・三	二・四
同上對總支出百分比	一四・六	三・四	一〇・六	八・九
〇	一四・六	三・四	一〇・六	八・九
一	三・七	三・三	三・五	七・五
二	一・〇	三・三	三・三	七・七
三	二・〇	三・七	二・七	八・〇
四	九・六	三・四	二・五	七・四
五	九・七	三・七	二・七	六・七
六	八・三	三・八	二・三	五・九

第四表の四 食費内訳(平均)

世帯別	実数		
	総額	主食費	副食費
○ 子	四四・〇七	一三・〇二	三一・〇六
一 子	四八・二一	一三・八四	三四・三七
二 子	五六・八三	一七・九五	三八・八八
三 子	六一・六五	二一・九三	三九・七二
四 子	七一・九六	二八・四八	四三・四八
五 子	八二・〇〇	三五・三六	四六・六三
六 子以上	八〇・〇六	三四・二四	四五・八二
対総支出百分比			
○ 子	三二・四三	九・五八	二二・八五
一 子	三〇・六三	八・七九	二一・八四
二 子	三一・二二	九・八六	二一・三六
三 子	三一・七一	一一・二八	二〇・四三
四 子	三三・四五	一三・二四	二〇・二一
五 子	三一・七七	一三・七〇	一八・〇七
六 子以上	三〇・八三	一三・一九	一七・六五

第四表の五 家賃

世帯別	実数		
	六大都市	市部	町部
○ 子	三〇・五一	二三・二五	一三・八五
一 子	二九・三〇	二二・七〇	一五・六一
二 子	二七・三五	二三・二一	一五・五六
三 子	二九・二一	二三・〇八	一九・九二
四 子	二七・三一	二一・八一	一七・七〇
五 子	三八・四二	二三・二三	二二・四三
六 子以上	一九・〇〇	二四・〇九	二〇・二九

同上総支出百分比

○ 子	一九・五二	一五・五四	一一・七八
一 子	一五・八三	一三・七二	一〇・三四
二 子	一三・三四	一二・七八	八・七五
三 子	一三・五三	一一・七六	一〇・〇五
四 子	一〇・六九	一〇・三四	八・二九
五 子	一二・三〇	九・六二	八・八七
六 子以上	七・三八	九・〇〇	七・九九

第四表の六 食費

世帯別	実数		
	六大都市	市部	町部
○ 子	三八・三五	三三・〇二	四一・〇三
一 子	五二・一〇	四八・五五	四七・一二
二 子	五七・六七	五七・〇九	五六・四一
三 子	六五・七〇	六〇・八三	六一・九五
四 子	八四・五三	六九・六四	七二・三六
五 子	九八・五七	七八・二八	七九・五一
六 子以上	七八・一六	八二・三七	七八・五七
対総支出百分比			
○ 子	二四・五四	三三・〇二	三四・八九
一 子	二八・一五	三〇・六九	三一・二一
二 子	二八・一三	三一・四四	三一・七一
三 子	三〇・四二	三二・四一	三一・二四
四 子	三三・〇九	三三・〇一	三三・九〇
五 子	三一・五六	三二・四〇	三一・四三
六 子以上	三〇・三六	三〇・七九	三〇・九四

第四表の七 被服費

世帯別	実数		
	六大都市	市部	町部
○ 子	一九・二三	一四・〇四	一一・七三

一	子	二七・八九	一九・五八	一九・一五
二	子	二二・七一	二二・九〇	二二・九六
三	子	二二・四三	二〇・九二	二〇・六七
四	子	三一・七三	二二・四九	二二・六三
五	子	二七・二三	二六・二一	三〇・一二
六	子以上	一四・二四	二六・五七	二二・九六
同上対総支出百分比				
〇	子	一二・二四	九・三八	九・九七
一	子	一五・〇七	一二・三八	一二・六八
二	子	一一・〇八	一二・六六	一二・三四
三	子	一〇・八五	一一・一四	一〇・四二
四	子	一二・四二	一〇・六六	一一・〇七
五	子	八・七二	一〇・八五	一一・九一
六	子以上	五・五三	九・九三	九・四四

第四表の八光熱費

実数

世帯別

六大都市

市部

町部

〇	子	一四・三四	一二・八三	一一・〇三
一	子	一〇・六四	一一・〇三	一一・八七
二	子	一三・九四	一二・七六	一一・八九
三	子	一七・九〇	一四・二二	一六・七三
四	子	一五・五七	一四・七七	一七・二一
五	子	一六・七五	一七・一〇	一七・八九
六	子以上	二二・六五	一四・八七	一五・五三
同上対総支出百分比				
〇	子	九・一八	八・五七	九・三七
一	子	五・七五	六・九七	七・八六
二	子	六・八〇	七・〇三	八・九三
三	子	八・二九	七・五八	八・四四

子女数別子女扶養費に就いて

第三次育児費調査結果に関する研究(その二)

即ち、夫々の費目の性質に應じて相対的には、光熱費、住居費、被服費の順位で何れも極めて規則的な通減傾向を示しており、子女数の増すと共に消費水準の低下を思はせるものがある。之に対し唯食費のみは通増傾向を示している。然し多子世帯では反つて減少しているもので、更にこの内訳を第四表の四によりみると右の多子世帯における食費の減少は副食物費の減少に基くものであり、つまり、生活の切り下げがなされていることが看取される。

又右の関係を地域別にみると第四表の五乃至八の示す如く、右の傾向は六大都市において特に顯著に表はれている。要するに、六大都市においては相対的には奢侈的要素をもつ住居費、被服費において本來高い支出水準をもつのであるが、子女数の増加に従いその低下割合も高いことが看取される。又他方相対的に食費、光熱費においては支出水準が低い傾向にある。更に、この基本的生計費を家族一人当りについてみると次の第五表の示す如くである。

第五表 家族一人当り基本的生計費

実数

世帯別

平均

六大都市

市部

町部

〇	子	四四・九三	五一・一六	四九・七七	三八・八二
一	子	三三・一〇	三九・九八	三三・六二	三一・二五
二	子	二八・四一	三〇・四二	二八・九九	二七・四五
三	子	二三・九四	二七・二五	二三・六一	二三・八五
四	子	二二・九八	二六・五三	二二・四五	二一・八一

五子	二一・八四	二五・八五	二〇・六九	二一・四二
六子以上	一七・六三	一五・五一	一八・四九	一七・二九
同上二子基準指数				

一子	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二子	八六	七六	八六	八八
三子	七三	六八	七一	七六
四子	六七	六六	六四	七〇
五子	六六	六五	六一	六八
六子以上	五四	三九	五五	五五

即ち、絶体的にも相対的にも極めて規則的な減少傾向を示しているのであるが、その減少には限界があり、五四%の所で止つてゐる。如何に家計の運営を合理化し、節約してもこの費目の性質上低下に限界があり、前記の育児費程低下し得ないのである。

なお、この生計費目の每一子増の平均増加率は〇・〇九七単位である。其の他の生計費

これは世帯の生計費中育児費と基本的生計費を除いた部分、即ち、厚生費及娯楽費等である。従つて養に年齢別の分析においてみた如く年齢の高い子女をもつ世帯、概して多子世帯では子女の消費分がより多く含まれてゐる。

その数字は第六表の示す如くである。

第六表 其他の生計費

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
〇子	四六・〇一	五三・九七	五〇・一三	四〇・〇二
一子	二八・〇五	三五・八四	二五・七八	二八・二八
二子	二八・五八	三〇・九九	二六・六一	二九・九九

三子	二九・四一	二四・三三	二五・八一	三三・四九
四子	三〇・七〇	二八・七七	三三・四二	二九・六〇
五子	三二・〇二	二八・二四	二八・六四	三五・六〇
六子以上	三七・七九	二九・八一	三三・四四	四二・三六
同上総支出中の百分比				

〇子	三三・九〇	三四・五三	三三・四九	三四・〇一
一子	一七・八〇	一九・三八	一六・三〇	一八・八〇
二子	一五・七〇	一五・一〇	一四・六六	一六・八〇
三子	一五・一〇	一一・二六	一三・七一	一六・八〇
四子	一四・二〇	一一・二八	一五・八四	一三・九〇
五子	一二・四〇	九・〇五	一一・九〇	一四・〇〇
六子以上	一四・九〇	一一・三〇	一二・四七	一六・六〇

即ち、この費目は子女数の増加によつて絶体額においてすら殆んど増加し得ない。当然予想される如く相対的には顯著な遞減傾向を示しているのであるが、唯右に述べた如き事情から六子世帯では反つて若干の増加を示している。又当然無子世帯のものは有子世帯に比して比較にならぬ程絶体的にも相対的にも大きく余裕のあることを物語つてゐる。

これを地域別にみると、既に第六表からも窺えるのであるが、更により明瞭に把握するために前記同様に平均との比を作つてみると第七表の如くなる。

第七表

	六大都市	市部	町部
〇子	一・〇二	〇・九九	〇・九九
一子	一・〇八	〇・九一	一・〇五
二子	〇・九六	〇・九三	一・〇七
三子	〇・七四	〇・九〇	一・一一
四子	〇・七九	一・一一	〇・九八

五子	〇・七三	〇・九六	一・一三
六子以上	〇・七五	〇・八三	一・一一
平均	〇・九三	〇・九六	一・〇五

即ち、六大都市は無子及一子世帯では最も大であるが、三子以上の世帯においては著しく低位にあり、前表によると絶体額においてすら減少していることは注目すべきである。又各世帯平均も最も低位にあることを示している。

更にこれを家族一人当りについでみると第八表の示す如くである。

第八表 家族一人当り其の他の生計費

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
〇子	二二・〇〇	二六・九八	二五・〇六	二〇・〇一
一子	九・三五	一一・九五	八・五九	九・四三
二子	七・一四	七・七五	六・六五	七・四九
三子	五・八八	四・八七	五・一六	六・七〇
四子	五・一一	四・八〇	五・五七	四・九三
五子	四・五七	四・〇三	四・〇九	六・〇五
六子以上	四・七三	三・七二	四・一八	四・〇五
同上二子基準指数	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

即ち、子女数の増すと共に遞減しているのであるが、その限界は一子の四〇％程度迄押し下げられている。殊に六大都市においては三分の一の低下を示している。

子女数別子女扶養費に就いて 第三次育児費調査結果に関する研究(その二)

なお、この費目の每一子増の平均増加率は〇・〇二単位にして前段の純育児費及基本的生計費に比し遙かに小さい。

以上の結果を要約すれば、子女数の増加に従い生ずる各費目の平均増加率は、純育児費〇・三二、基本的生計費〇・〇九六、其他の生計費〇・〇二単位であり又上段のべた如き地域差をもち、他方、右の各費目一人当り低下の最低限は、その費目の性質に應じて、夫々純育児費四五％、基本的生計費五四％、其の他の生計費四九％であり、更にこの地域差をみると、市部、町部は略々右の平均に近いが、六大都市では、夫々純育児費四九％、基本的生計費三九％、其の他の生計費三一％の低下を示している。これは要するにこの集團の慣習的消費水準及その地域差を示すものである。

第四 総支出と所得

本調査の客体は扶養者と子女のみの世帯にして扶養者の消費分は各世帯を通じて同一であるから、総支出の大いさは子女数と消費慣習如何によつて規定される。従つて上段のべた事柄の云わば合計というに帰着するが若干の分析を試みることにする。先ずその数字は第九表の示す如くである。

第九表 総支出

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
〇子	一三五・八八	一五六・三〇	一四九・六七	一一七・六六
一子	一五七・三八	一八五・〇五	一五八・一七	一五〇・九八
二子	一八二・〇一	二〇五・〇二	一八一・五七	一七七・九〇
三子	一九四・四三	二一五・九六	一八七・七一	一九八・三〇
四子	二一五・五七	二五五・四二	二二〇・九八	二二三・四五
五子	二五八・〇六	三二二・二九	二四一・五七	二五二・九九

六子以上 二五九・六四 二五七・四二 二六七・五二 二五三・九一
 平均(一六子) 一九六・一三 二二九・五六 一九一・四七 一九三・九六
 即ち、子女数の増すに従い規則的に増加しており、一子増す毎に約二〇
 円増であるが、唯、五子世帯において急激に増加し、六子世帯においては
 停滞しているのが目立つ。五子世帯の急激な増加は右の事情から純育児費
 の増加に因るものであることは容易に推測される。

又、有子世帯の平均支出は一六四円一三銭にして略々三子世帯の支出に等
 しい。

これを地域別にみても前記の傾向は窺はれるが、六大都市においてはこ
 の傾向が特に強く見受けられる。

なお、家族一人当りについてみると次の第一〇表の示す如く極めて規則
 的な増減傾向を示すのであるが、五子世帯が増加し、六子世帯で急激に減
 少する前記傾向はより明確に見受けられる。又この傾向は六大都市におい
 て特に著しい。

第一〇表 家族一人当り総支出

世帯別	実数			
	平均	六大都市	市部	町部
〇子	六七・九四	七八・一五	七四・八三	五八・八三
一子	五二・四六	六一・六八	五二・七二	五〇・三三
二子	四五・五〇	五一・二五	四五・三八	四四・四八
三子	三八・八九	四三・一九	三七・五四	三九・六六
四子	三五・九三	四二・五七	三五・一六	三五・五七
五子	三六・八七	四四・六一	三四・五一	三六・一四
六子以上	三二・二六	三二・一八	三三・四四	三一・七四
一子基準指数	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

次に、右の支出を賄うべき所得についてみるのであるが、上段述べた諸
 支出の推移傾向は、一般に勤労者階級の支出はその所得だけのものである
 との原則に基づいて行はれているものとみるべきである。この社会的所得の
 推移は第一一表の示す如くである。

第一一表 所得(平均月収)

世帯別	実数			
	平均	六大都市	市部	町部
〇子	一五五・六八	一八一・四六	一五七・二五	一四六・六九
一子	一六九・四一	二四三・二〇	一五七・四八	一六三・七八
二子	一八二・九六	二一六・三七	一七五・七二	一八三・三三
三子	一九三・四五	二〇八・七六	一九四・八四	一九〇・三一
四子	二〇二・九二	二四三・一一	二〇二・五八	一九五・六九
五子	二二〇・一九	二四三・二二	二二六・七三	二〇八・四三
六子以上	二一九・一四	二二八・九三	二三一・六九	二〇七・九八
平均(一六子)	一九一・二二	二三〇・六八	一八七・九三	一八六・五二

即ち、大体において五子世帯迄は増減傾向が見受けられるのであるが六
 子世帯では停滞している。而してこの集團の所得の社会的な上限の枠は大
 凡二二〇円の所にある。この社会的な枠から上段みた六子世帯の諸支出水
 準の低下、特に六大都市のそれ(一人当りの基本的生計水準で三九%)其の
 他の生計水準で三一%への低下)は説明される。
 更にこれを一子基準指数でみると次表の如く右に述べた関係はより明瞭
 に示されている。

第一二表 一子基準所得増加指数

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
一子	100	100	100	100
二子	107	90	111	122
三子	114	86	123	126
四子	119	100	128	119
五子	130	100	143	127
六子以上	130	94	147	127

更にこれを家族一人当りについてみると次表の示す如くである。

第一三表 家族一人当り所得

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
〇子	77.84	90.73	78.62	73.34
一子	56.47	81.07	52.49	54.59
二子	45.74	54.10	43.93	45.81
三子	38.69	41.75	38.97	38.06
四子	33.82	40.52	33.76	32.61
五子	31.46	34.75	32.40	29.78
六子以上	27.40	28.61	28.96	25.99

一子基準指数

即ち、上段支出でみた関係に対応して無子世帯が特に大であるが、子女数の増すと共に大凡規則的な遞減傾向を示している。地域別では一子基準指数でみると明らかなる如く六大都市の低下が特に著しい。

子女数別子女扶養費に就いて 第三次育児費調査結果に関する研究(その二)

而してこの遞減傾向は上段のべた諸支出の遞減傾向を振り返つてみると、大体において夫々相對應していることが分かる。

更に、総支出と所得の關係をみるに、既に前掲第八表、第一〇表からも見られる如く平均に市部、町部では三子世帯で收支が均衡し、六大都市では二子世帯で赤字が現はれている。この關係を更に明瞭に把握するために支出と所得の比を作つてみると次の第一四表の示す如くである。

第一四表

世帯別	平均	六大都市	市部	町部
〇子	1.14	1.16	1.05	1.25
一子	1.07	1.31	0.99	1.08
二子	1.05	1.05	0.97	1.03
三子	1.00	0.97	1.03	0.96
四子	0.94	0.95	0.96	0.92
五子	0.85	0.78	0.93	0.83
六子以上	0.84	0.88	0.83	0.82

即ち、子女数の増す毎に規則的な遞減傾向を示し、三子世帯で大約一・〇〇となつている。

なほ、每一子増の支出及所得の平均増加率を算出してみると次の如くで、その地域的相違が明瞭に認められる。(註)

	総支出	所得
平均	0.25	0.07
六大都市	0.11	0.04
市部	0.14	0.09
町部	0.13	0.05

以上の觀察から、子女数別に費目別支出及総支出をみると大体において夫々の所得に順應してなされっていると云えるが、多子世帯で赤字支出を生

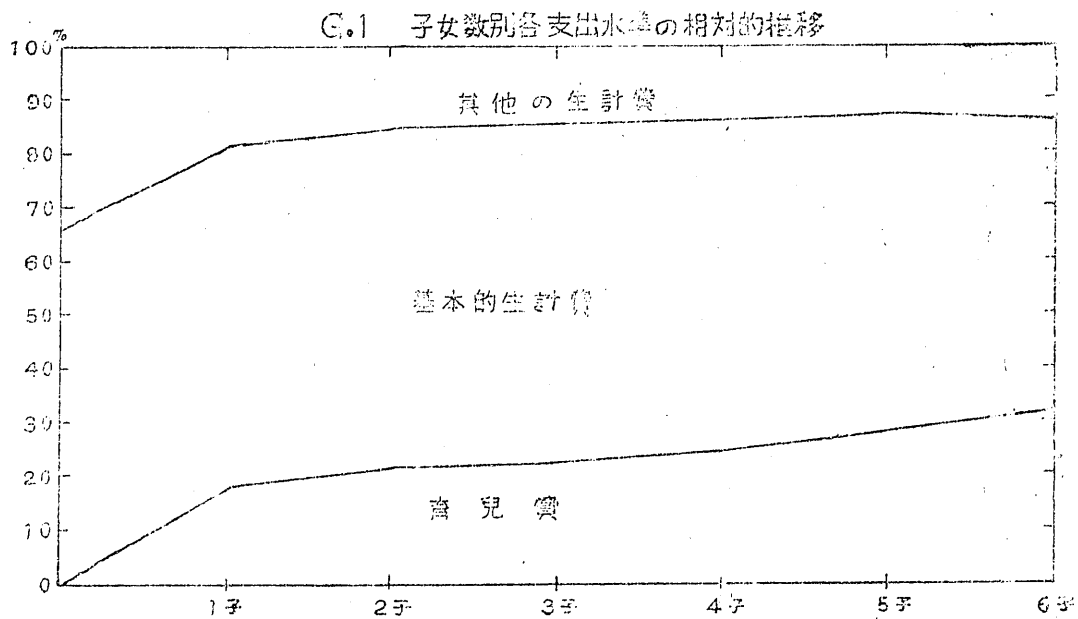
じているのはこの集團の慣習的消費水準と所得増加率の低位性によるが、上段みた如く、特に純育児支出が高いことに基くものであり、これはこの集團の消費慣習を示すもので注目すべき事柄である。

(註) 上段同様、その直線傾向線は夫々次の如くなる。但、支出Y、所得Zとする。

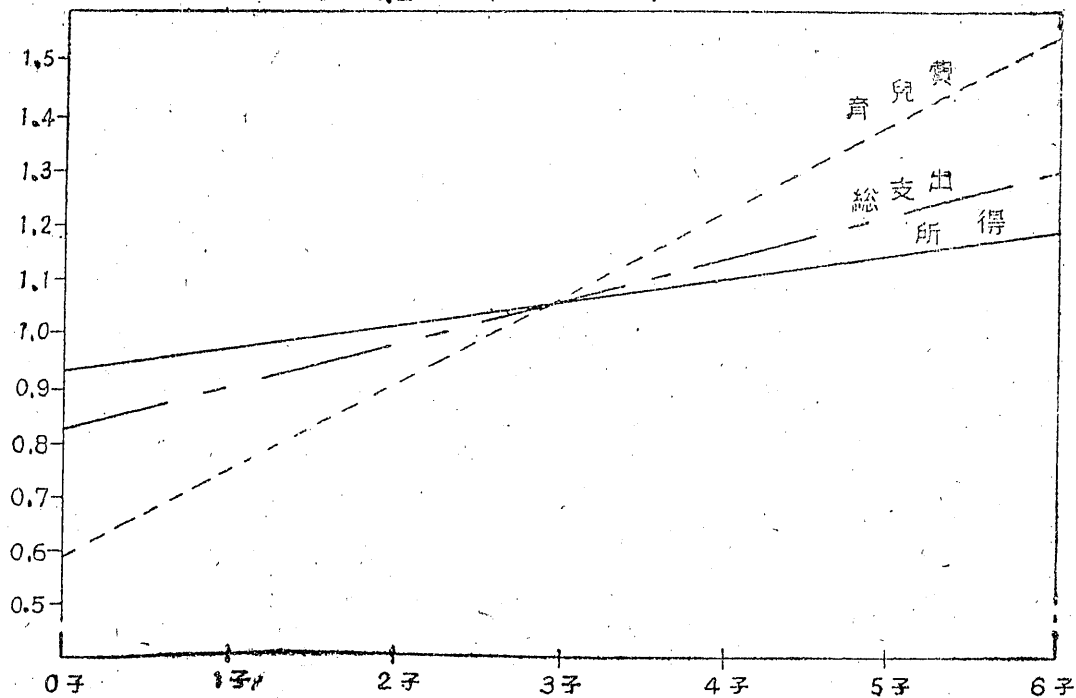
平均	総支出	$Y = 0.83 + 0.15x$
所	得	$Z = 0.93 + 0.07x$
六大都市	総支出	$Y = 0.9 + 0.11x$
所	得	$Z = 0.95 + 0.004x$
市	総支出	$Y = 0.81 + 0.14x$
所	得	$Z = 0.91 + 0.096x$
町	総支出	$Y = 0.88 + 0.14x$
所	得	$Z = 0.98 + 0.052x$

第五 總括的觀察

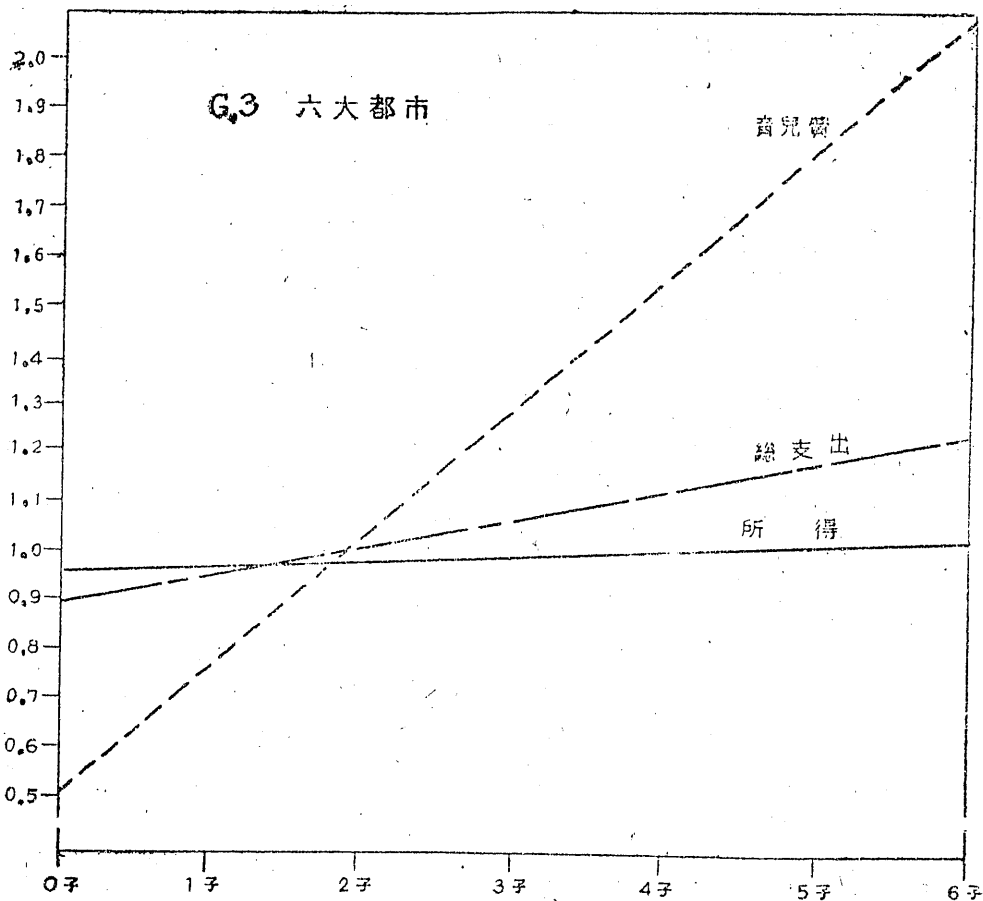
先づ、以上において分析せる支出の配分關係並に純育児費、総支出及び所得の量的關係を端的に、謂はば模型的に、表現すれば次の諸図の如くなる。



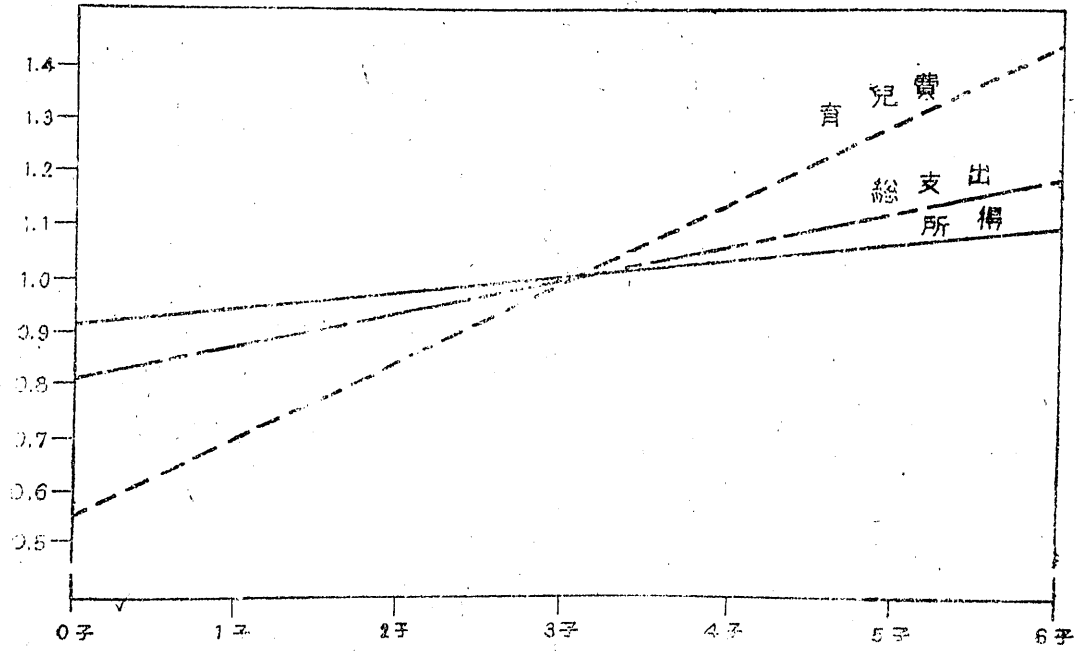
G.2 平均



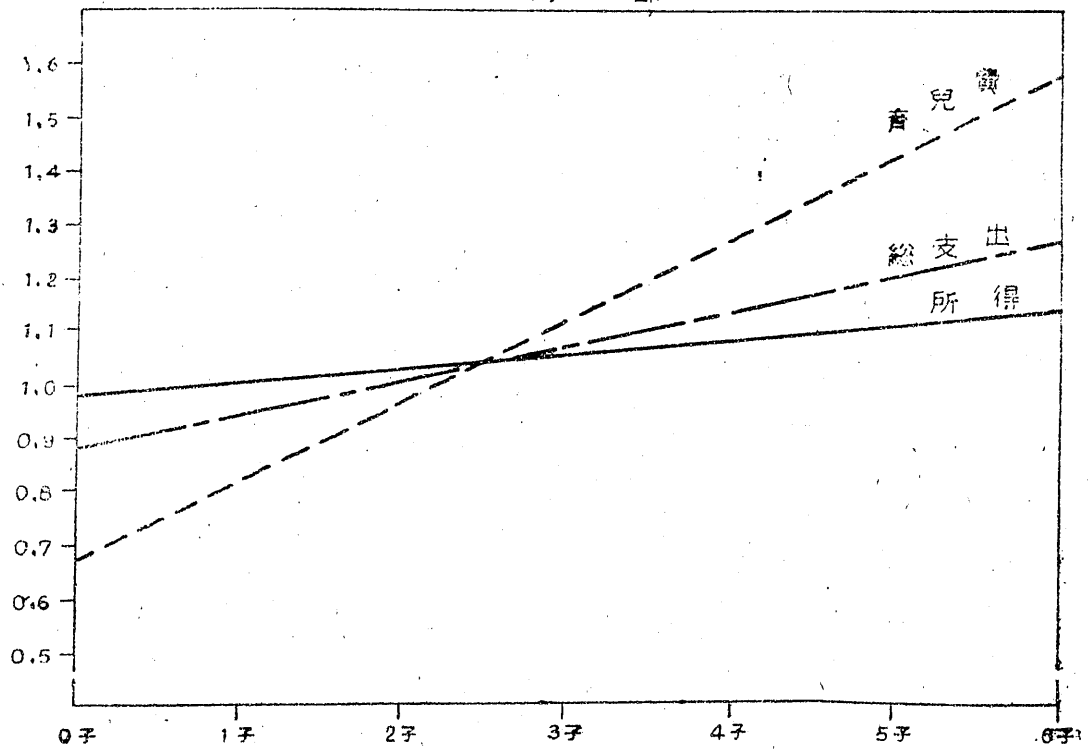
G.3 六大都市



G.4 市部



G.5 町部



即ち、各支出項目の配分関係については説明する迄もなく明瞭であり、唯後者について以上において観察せるものを更に要約すれば、平均では所得と支出は三子の所で交叉するが、之はこの集團の純育児費の支出水準の高いため三子以上の世帯では家族一人当りの諸支出水準をその費目の性質に應じて低下せしめ乍ら尙且赤字家計とならざるを得ないのである。

又これを地域別にみると地域差が明瞭に看取される。即ち、市部では三子を越えた所で、町部では三子に達しない以前に、六大都市では既に二子に達しない以前において夫々交叉している。これは前にみた如く、市部は支出水準も若干高いが所得増加率が更に高いからであり、六大都市は本来生計水準が高い——無子、一子世帯(小子女世帯)の支出水準をみよ——のであるが、加之、特に純育児費の支出水準が高いからであることはいうまで迄もない。

以上においては收支の数量的変化を子女数の函数とみて、その量的な関係の分析をしたのであるが、更にこの量的変化を通してこの集團の社会的な生活態度が推論されよう。

先づこの集團が職業上公務自由業に属することは既に高い育児関心を予想せしむるものであるが、他の職業との比較はここで求められないのであるが、前段みた如くその支出の数量的関係では赤字を出し乍ら純育児費支出を増加せしめている点からみて育児関心の高位性が推測せられよう。

本来、育児に対する親の自然的性情としては如何なる親も同一であると考へられるのであるが、この集團における、勤労者階級の消費はその所得だけのものであるという原則に背いて赤字家計において純育児費の増加という事実はこの集團の育児水準の高位性を示すものである。この高位な育児水準は、現在の節約乃至苦痛において將來におけるより大なる満足乃至

安定を求めんとする行爲から出るものと解せられ、所謂近代的な合理的な生活態度といえよう。又特に六大都市においてこの傾向は強く表はされてゐる。今、斯かる行爲を標準として生活水準を云々するならば、この集團の生活水準は高位にあり、又特に六大都市が然うであるといえよう。又これを子女の側面からみると、この集團の子女の文化的な生存権は高く保障されており、特に六大都市では然うであるといえよう。

ところで、この高い子女の生存権の保障は他方において社会的な所得の枠があるから、扶養者の責任上当然子女数の大いさが問題とならざるを得ないのである。そこで上段の子女数別世帯の分布を振り返つてみると、平均及市部町部では三子世帯に最頻値があり、六大都市では二子世帯にあつたことが回顧される。

更にこの事実は前数段を通して見た如く、收支及諸支出関係が夫々三子及二子世帯において大凡均衡を保つていた事実との関連において省察されるべきことはいふ迄もない。繰り返せば、扶養者がその扶養の責任を前述の本来の意味において果し得る限度は、平均及市部、町部では三子、六大都市では二子にあるということである。六大都市はより高き扶養責任から子女数がより制限されるのである。

斯くして、子女数別に育児費を観察すると、右の如き意味において、所得等の社会的制約に基いてこの集團では三子或いは二子という子女数の社会的標準が統計的に帰納されることにならう。然かもこの標準が地域差をもつところに社会的集團の本質が見受けられるものといえよう。